

## 医療福祉費支給制限所得基準表（妊産婦）

下記の表に掲げる各所得確認者について、所得額が基準額未満の場合にマル福を受給できます。

所得判定対象者	本人(妊産婦本人/配偶者)		扶養義務者(☆)	
	所得基準額 (*1)	扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数(*2)		
		1人	2人	所得基準額
0人	6,220千円			10,000千円
1人	6,600千円	6,660千円		
2人	6,980千円	7,040千円	7,100千円	
3人	7,360千円	7,420千円	7,480千円	

(\*1) 控除対象配偶者・扶養親族等1人につき 380千円加算

(\*2) 老人配偶者・扶養親族等1人につきさらに 60千円加算

受給判定の際に、一律で80,000円の定額控除が認められます。

給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合は、その合計額から100,000円を控除した金額を用います。

定額控除の他に医療費控除、障害者控除、特別障害者控除、ひとり親控除などが認められる場合があります。

母子手帳の交付日が1～6月の場合は前々年中の所得、7～12月の場合は前年中の所得で判定を行います。

☆扶養義務者：生計をともにする妊産婦本人及び配偶者の直系血族及び兄弟姉妹をいいます。

## 医療福祉費支給制限所得基準表（ひとり親家庭）

下記の表に掲げる各所得確認者について、所得額が基準額未満の場合にマル福を受給できます。

所得判定対象者	本人(母子家庭の母子/父子家庭の父子)		扶養義務者(☆)	
	所得基準額 (*1)	扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数(*2)		
		1人	2人	所得基準額
0人	3,016千円			10,000千円
1人	3,396千円	3,496千円		
2人	3,776千円	3,876千円	3,976千円	
3人	4,156千円	4,256千円	4,356千円	

(\*1) 控除対象配偶者・扶養親族等1人につき 380千円加算

(\*2) 老人配偶者・扶養親族等1人につきさらに 100千円加算  
特定扶養親族があるときは、特定扶養親族1人 250千円加算

受給判定の際に、一律で80,000円の定額控除が認められます。

定額控除の他に医療費控除、障害者控除、特別障害者控除、ひとり親控除などが認められる場合があります。

事由発生日・転入日が1～6月の場合は前々年中の所得、7～12月の場合は前年中の所得で判定を行います。

☆扶養義務者：生計をともにする直系血族及び兄弟姉妹をいいます。

# 医療福祉費支給制限所得基準表（重度心身障害者等）

下記の表に掲げる各所得確認者について、所得額が基準額未満の場合にマル福を受給できます。

所得判定対象者 扶養親族等数	本人			配偶者/扶養義務者(☆)		
	所得基準額 ( * 1 )	扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数( * 2 )		所得基準額 ( * 3 )	扶養親族等のうち、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、その人数( * 4 )	
1人		2人	1人		2人	
0人	5,129千円			6,287千円		
1人	5,509千円	5,609千円		6,536千円	6,536千円	
2人	5,889千円	5,989千円	6,089千円	6,749千円	6,809千円	6,809千円
3人	6,269千円	6,369千円	6,469千円	6,962千円	7,022千円	7,082千円

- ( \* 1 ) 控除対象配偶者・扶養親族等 1 人につき 380千円加算
  - ( \* 2 ) 老人配偶者・扶養親族等 1 人につきさらに 100千円加算  
特定扶養親族があるときは、特定扶養親族 1 人につきさらに 250千円加算
  - ( \* 3 ) 扶養親族 2 人以上について、1 人につき 213千円加算  
老人扶養親族 1 人につき 60千円加算
- ※[扶養親族の数 = 老人扶養親族の数] の場合には、[老人扶養の数 - 1]人

受給判定の際に、一律で80,000円の定額控除が認められます。

給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合は、その合計額から100,000円を控除した金額を用います。

定額控除の他に医療費控除、障害者控除、特別障害者控除、ひとり親控除などが認められる場合があります。

☆扶養義務者：生計をともにする直系血族及び兄弟姉妹をいいます。